

第4章

計画の推進

1 庁内推進体制の充実

市が行うあらゆる施策に男女共同参画の視点をもって取り組むため、課長級職員で構成する庁内推進組織「新見市男女共同参画行政推進会議」を中心に関係部課相互の緊密な連絡により効果的な施策の展開を促進すると共に、その推進に関する調査研究を行うなど機能の充実を図ります。

2 市民参画による推進

男女共同参画社会の実現に向け、より多くの市民の声を反映させるため必要に応じてアンケート等を実施します。また、「新見市男女共同参画審議会」からの意見を十分に反映させ、計画を推進します。

男女共同参画を市民と協働で推進するため、男女共同参画の実現のために活動している団体等と連携をとり、市民による市民のための男女共同参画社会を目指します。

3 計画の進行管理

庁内の各課が実施する施策の推進状況を毎年とりまとめ、進捗状況について把握し、計画の着実な遂行に努め、議会・審議会に報告すると共に、広報紙等でも公表します。また、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についてもできる限り補足し、進捗状況の把握、進行管理を行います。

4 関係機関との連携

国・県や関係機関との連携に努め、必要に応じて要請を行います。

特に、DV（☆）に関する相談業務などは、県の女性相談所や警察等の関係機関と緊密な連携を図ります。

☆ DV（ドメスティック・バイオレンス） 22 ページ参照

5 男女共同参画施策推進拠点の充実

男女共同参画社会の実現に向けた市民の活動を支援すると共に、男女平等を基本とした各種取組を推進するため、拠点施設「新見市男女共同参画プラザ」の充実を図り、調査・研究や学習・研修機会の提供を通じ、積極的に啓発を行います。

さらに、市民の人権の侵害や男女差別に関わる諸問題に応じる各種相談窓口を充実し、関係機関との連携を図ります。